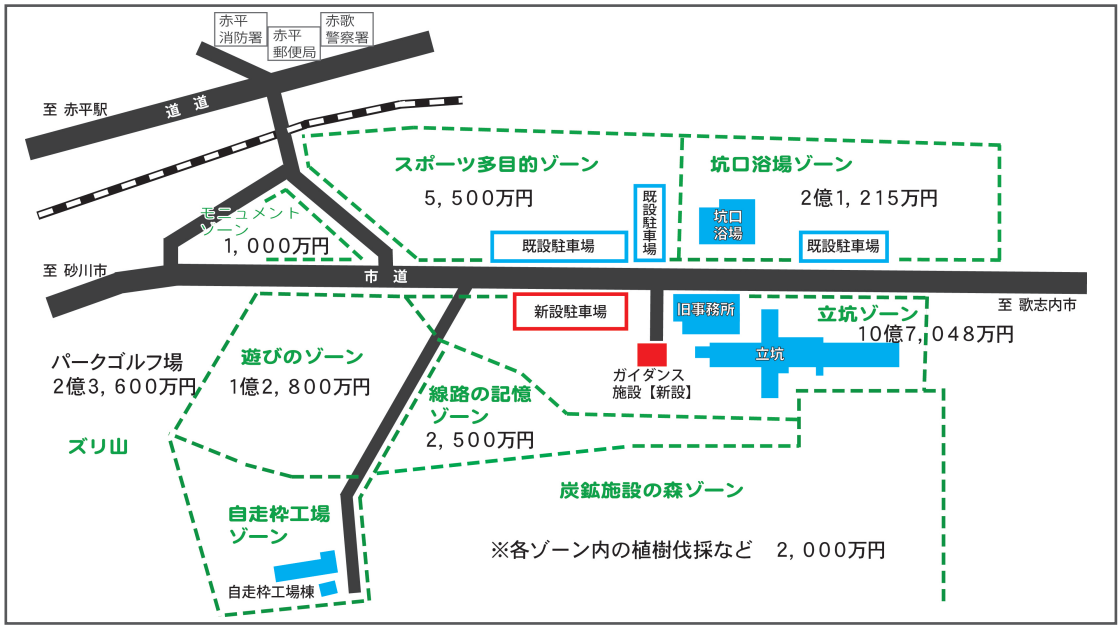
炭鉱遺産活用の基本構想（案）

～全体の概算整備事業費と段階的整備の考え方～

３月９日㈭に行われた市民説明会で基本構想（案）全体の概算整備事業費をお知らせしました。無償譲渡された炭鉱遺産施設の保存などに９億9,983万円（市負担１億2,772万円）、新設のガイダンス施設や公園の整備に７億5,680万円（市負担２億1,425万円）を見込んでいます。（事業費の算定は先月号の広報掲載に間に合いませんでした。）

基本構想（案）では「段階的な整備を行う」とあります。これは一気に合計17億円を超える事業を実施するということではなく、財政状況や国などからの有利な財源が活用できるときにその都度検討を行い、その時々において可能な範囲で整備をしていくということです。検討の際は常に市の財政負担の縮減を考え、必要に応じて構想の修正を行うなど、柔軟に対応していきます。財政負担については維持管理費が別にかかりますので、それも踏まえて慎重に検討します。

❖ 基本構想案のイメージ図と事業費の市負担額 ❖



炭鉱遺産施設の保存・継承・活用のための事業費【立坑、事務所棟、浴場棟】　（単位：円）

区　分	事　業　費	財源・国からの財政措置額	市実質負担	償還金年額・償還期間
緊急的改修	116,620,000	過疎対策事業債　81,634,000	34,986,000	2,058,000　（17年）
長期的改修 耐震関係	883,210,000	国庫支出金　574,086,500 過疎対策事業債　216,386,450	92,737,050	5,455,121　（17年）

新設事業費【ガイダンス施設、遊び・スポーツ多目的ゾーン、パークゴルフ場ほか】　（単位：円）

区　分	事　業　費	財源・国からの財政措置額	市実質負担	償還金年額・償還期間
ガイダンス施設	255,800,000	国庫支出金　127,900,000 補正予算債　63,950,000	63,950,000	3,197,500　（20年）
土木工事など	501,000,000	過疎対策事業債　350,700,000	150,300,000	8,350,000　（18年）



追加開催

炭鉱遺産活用に関する市民説明会

市民の皆さんからご要望を受け、追加開催します。

【日時・場所】

① ４月10日（月）　福栄地区集会所
② ４月11日（火）　文京生活館
③ ４月12日（水）　交流センターみらい

※ いずれの会場も18時30分から始めます。

【内容】

○ 基本構想（案）・施設整備などについての説明
○ 質疑・意見交換

【問合せ】 企画調整係　☎32-1834

「愛真ホーム」の運営を社会福祉法人赤平友愛会に移譲

特別養護老人ホーム赤平市愛真ホームは3月31日をもって赤平市直営での運営を終了しました。翌4月1日からは、市内に特別養護老人ホームを持つ社会福祉法人赤平友愛会が愛真ホームを運営します。

3月31日には市と赤平友愛会の関係者が集まり、「閉所式・引継式」が行われました。式では愛真ホームのあゆみを記録したスライドの上映や鍵の引き渡しセレモニーが行われ、市から赤平友愛会へと引き継がれました。

昭和53年に開設して以来39年にわたる市民の皆様からのご理解とご厚情に深く感謝を申し上げます。特に、あて布のご寄贈については多くの皆様にご協力をいただきました。あらためてお礼申し上げます。

引き続き、愛真ホームと市の介護事業に対するご理解とご支援をよろしくお願いします。





【赤平市愛真ホームのあゆみ】

昭和53年4月1日
開設(50床、ショート2床)

平成12年4月1日
介護保険制度開始。介護施設として許可を受ける。

平成29年3月31日
赤平市閉所式・引継式

赤平市による運営が終了。

平成29年4月1日
赤平友愛会へ経営移譲。

「思いやりあふれる手話言語条例」
空知管内初の手話言語条例を制定

手話は、口で話す言葉を手で補うだけのものと思っていませんか。もしくは作戦を伝えるサインのように、暗号めいた難しいイメージでしょうか。

手話は、手話そのもので会話が成り立つ「言語」です。口の動きを補うという単純なものではありません。自分の意思を伝え、相手から情報を集めるときに普通につかう「言語」です。聴覚などに障がいを持つ方にとっては大切なコミュニケーション手段のひとつで、決して難しいものではありません。



制定を喜ぶ手話の会など関係者の皆さん

3月22日㈬の市議会本会議で「赤平市思いやりあふれる手話言語条例」が可決・成立しました。4月1日から施行されます。手話言語条例を制定する動きが全国で広がりを見せる中、赤平市は道内で11番目、空知管内では初の条例制定となります。

市では「赤平手話の会」の協力により、2年前から市議会で市政執行方針演説や教育行政執行方針演説の手話通訳を始めました。また、昨年は手話奉仕員を養成する入門講座を開講し、今年は基礎講座を行います。

具体的な取組は始まったばかりですが、条例制定によって、市民に対する手話への理解と普及を進め、手話を必要とする市民が安心して生活できる地域社会づくりを目指していきます。


条例の提案説明を手話通訳する河村さん

手話奉仕員養成『基礎講座』開講

手話奉仕員とは、地域の聴覚などに障がいを持つ方と手話でコミュニケーションができる手話ボランティアのことです。

養成講座は「入門課程35時間」と「基礎課程45時間」があり、今回は、昨年入門講座を受講された方を対象に基礎講座を開催します。両課程の修了者は手話奉仕員として市に登録することができます。

日　時　4月13日㈭～9月28日㈭
毎週木曜日　18時30分～20時

場　所　交流センターみらい

対象者
○18歳以上で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方。
○入門講座修了者、または同レベルの手話技術を有する方。
※入門講座修了者には別途お知らせします。

参加費
テキスト代3，240円程度
(テキストをお持ちの方は無料)

主　催　赤平市社会福祉課

申込み　地域福祉係
☎32－2216